## 山形県遊佐町沖における協議会(第1回)

日時 令和4年1月24日(月)10:00~12:00

場所 オンライン開催

#### ○石井室長

皆様、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく山形県遊佐町沖における協議会を開催いたします。

本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。私は経済産業省風力政策室長をしております石井です。どうぞよろしくお願いします。こちらの声は聞こえておりますでしょうか。

#### (「聞こえています」の声あり)

## ○石井室長

どうもありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴いまして、ウェブ会議を利用して出席させていただいております。本来であれば山形会場にて参加させていただくところ、誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

経済産業省、国土交通省としましては、2019年4月1日に施行されました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称再エネ海域利用法と呼んでおりますけれども、これに基づきまして洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。後ほど資料を使いながら改めて御説明いたしますけれども、山形県遊佐町沖につきましては、昨年、2021年9月13日付で促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をさせていただき、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところでございます。この法律及びこれらの経緯を踏まえまして、経済産業省・国土交通省及び山形県が合同でこの協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。

この協議会においては、再エネ海域利用法及び再エネ海域利用法の第7条第1項に基づ

く基本方針、この基本方針は2019年5月に閣議決定されたものでして本日の参考資料 1にもつけてございますけれども、これに基づきまして御協議をいただきたいと考えてお ります。何とぞよろしくお願いいたします。

また、この協議会は、その基本方針に基づきまして透明性の確保、それから地域との連携を促進する、そういった観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど説明する本協議会の運営規程案に基づきまして、座長から協議会に諮っていただき決定されることになりますけれども、事務局としましては会議の様子をYouTubeで配信する、報道関係者による取材を認めるといった方法を考えております。第2回以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして可能な限り傍聴席を設けるなどの方法も検討しております。あわせて議事要旨及び議事録を作成し、公開することとしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお本日の会議は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全面的にオンラインで開催いたします。一部構成員を除く各構成員の方々はオンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅などから本日の会議に参加いただいておりまして、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。オンライン会議の開催にあたりまして、事務的に留意点を3点申し上げます。1点目でございます。音声が二重に聞こえるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにしていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にしていただきますようお願いいたします。2点目です。発言を御希望の際は、チャット機能などを活用して発言を御希望の旨お伝えいただくようにお願いいたします。順次、座長から「何々委員、御発言をお願いします」と指名いただきますので、マイクをオンにしていただいて御発言いただけますと幸いです。3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。その他もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

議事に先立ちまして、本協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている構成員の方々はカメラをオンにしていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の資料1に沿いまして、私のほうから構成員の方々を御紹介いたします。

まず国土交通省港湾局海洋環境課海洋利用調査センター所長の野口様です。

# ○野口所長

野口です。よろしくお願いします。

## ○石井室長

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林様です。

# ○小林計画官

小林でございます。よろしくお願いいたします。

# ○石井室長

山形県環境エネルギー部部長、杉澤様です。

## ○杉澤部長

杉澤です。よろしくお願いします。

# ○石井室長

山形県遊佐町町長、時田様です。

# ○時田町長

遊佐町長、時田でございます。よろしくお願いいたします。

# ○石井室長

山形県漁業協同組合理事・遊佐町関係漁業者であります伊原様でございます。

# ○伊原理事·遊佐町関係漁業者

漁業者の伊原と申します。よろしくお願いいたします。

## ○石井室長

山形県漁業協同組合理事の田代様でございます。

# ○田代理事

県漁協の理事をしています田代善幸です。よろしくお願いします。

## ○石井室長

山形県漁業協同組合専務理事の西村様です。

## ○西村専務理事

山形県漁業協同組合、西村盛でございます。よろしくお願いいたします。

# ○石井室長

山形県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長の大場様です。

# ○大場代表理事会長

連合会の大場と申します。よろしくお願いします。

# ○石井室長

山形県鮭人工孵化事業連合会会長理事の尾形様です。

# ○尾形会長理事

尾形です。よろしくお願いします。

# ○石井室長

東北公益文科大学学事顧問、吉村様です。

# ○吉村学事顧問

吉村でございます。よろしくお願いします。

## ○石井室長

ありがとうございます。

続きまして、一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の工藤様です。

#### ○工藤理事

工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○石井室長

一般社団法人海洋産業研究・振興協会顧問の中原様です。

## ○中原顧問

中原でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○石井室長

どうもありがとうございました。

最後に、オブザーバーとして御紹介をさせていただきます。まず、環境面において必要な情報提供をいただくため、環境省にも御参加をいただいております。

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室の豊村室長補佐です。

## ○豊村室長補佐

豊村です。よろしくお願いいたします。

## ○石井室長

また、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構の事業を通じて、漁業影響評価手法の検討に関する事業にも携わっていただいた経緯もございまして、専門家のお立場から御参加いただいております。

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループの三浦様です。

# ○三浦主幹研究員

海生研の三浦と申します。よろしくお願いいたします。

## ○石井室長

以上で、本日御出席の方々の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。皆様、お手元を御確認いただければと思いますけれども、まず資料1、出席者名簿でございます。それから資料2、協議会運営規程(案)でございます。資料3、第1回山形県遊佐町沖における協議会という横長の資料でございます。それから資料4、山形県遊佐町沖区域の概要図でございます。それから資料5、山形県の提出されました提出資料でございます。

それから参考資料1としまして、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、それから参考資料2としまして、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、参考資料3としまして、一般海域における占用公募制度の運用指針、参考資料4としまして、各協議会の意見取りまとめというものでございます。皆様のお手元に資料はございますでしょうか。

それでは、議題の(1)「本協議会の運営について」ですけれども、こちらについては事務局であります経済産業省、それから国土交通省、及び山形県として案を配付させていただいております。この資料に沿いまして御説明をいたします。皆様、資料2をご覧ください。

こちら、山形県遊佐町沖における協議会運営規程でございます。オンラインで御参加いただいております皆様には画面にも表示をしておりますので、そちらもあわせて御確認いただければと思います。

第1章総則でございます。こちら組織について、第1条でございます。再エネ海域利用 法の第9条第1項の規定に基づきまして、山形県遊佐町沖について、協議会を組織すると いうものでございます。

名称でございます。この協議会ですけれども、山形県遊佐町沖における協議会と称します。

目的、第3条でございます。こちらは後ほど御説明いたしますけれども、海洋再生可能 エネルギー発電設備整備促進区域の指定、それから促進区域における発電事業の実施に関 し必要な協議、情報共有を行うという目的でございます。

それから第4条協議でございます。この協議会では、ここに掲げております事項について協議、情報共有を行うことができるとしております。1つ目が促進区域の指定に関する

こと、2つ目が利害関係者との調整に関すること、3つ目が発電事業者の公募の実施に当たって留意すべき事項に関すること、それから4つ目が発電設備の設置工事などの実施に関することというものでございます。

続きまして、第2章が構成員でございます。構成員は別表に掲げる方々をもって構成を しております。経産大臣、国交大臣、山形県知事が必要と認める方については構成員とし て追加することができるというふうにしてございます。

続きまして、第3章でございます。第3章は、座長及び副座長でございます。

第6条です。協議会に座長及び副座長を置くということで、座長1名、副座長1名というふうにしてございます。それから座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任をする、3番目ですけれども、座長は互選により選任する、副座長は座長の指名により選任するというふうにしております。

続きまして、第7条でございます。座長及び副座長の職務です。座長は会務を総理する としております。

続きまして、第8条です。座長、副座長の任期でございます。任期は原則2年とし、再 任を妨げないというふうにしております。

続きまして、第4章の協議会の運営等についてでございます。

基本原則です。第10条です。協議会の運営は、法律、それから基本的な方針、こちらは参考資料1でつけておりますけれども、基本的な方針、それから参考資料2でつけております促進区域指定ガイドライン、こういったものを踏まえまして行うものとするというのが基本原則でございます。

協議会の運営でございます。第11条です。協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。第2項ですけれども、欠席する場合は代理の方を出席させることができる。第3項です。協議会の進行は座長が行う。第4項です。構成員は、関係行政機関の長に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるといったようにしてございます。

続きまして、第12条、一番下を見ていただければと思いますけれども、議事要旨及び 議事録でございます。こちらの協議会の議事については議事要旨及び議事録を作成すると いうふうにしてございます。

続きまして、第13条でございます。協議結果の尊重義務でございます。協議会の構成 員は、協議会において協議が調った事項、まさにとりまとめについては、その協議の結果 を尊重しなければならないというふうにしております。これは再エネ海域利用法第9条第6項にその旨記載されておりまして、それを運営規程の中でも記載しているというものでございます。

続きまして、第5章、事務局でございます。

第14条です。事務局については、経済産業省、それから国土交通省、山形県に事務局 を置くというふうにしてございます。

それから、第6章の雑則でございます。構成員の責務でございます。協議会の構成員は「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならないというふうにしてございます。

資料2の運営規程案については、以上でございます。

ここで運営規程案の第6条に基づく座長等の選任をさせていただきたいというふうに思います。本協議会には座長及び副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理することというふうにしております。

それでは、この規定に基づきまして、座長の互選に入らせていただきます。本協議会の 座長について御推挙ございますでしょうか。

中原様、よろしくお願いします。

## ○中原顧問

中原でございます。座長に推薦を申し上げたいと思いますが、構成員の中の東北公益文 科大学の吉村先生に座長をお務めいただけたらと思います。

以上です。

#### ○石井室長

ありがとうございます。ただいま中原様から、吉村先生を座長に御推挙されるとの御意 見ございましたけれども、この御意見に御異議ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、吉村先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいというふうに思います。吉村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○吉村座長

ただいま御推挙いただきまして、座長を務めることになりました吉村でございます。ど うぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、副座長については座長が指名するとされておりますので、中原様にお願い したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

## ○中原副座長

承知いたしました。

#### ○吉村座長

よろしくお願いします。

また、第1回協議会の公開の方法についてですが、先ほど事務局よりお話がありましたとおり、会議の様子をYouTubeで配信する、報道関係者による取材を認めるという方法とし、第2回以降につきましては新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、可能な限り傍聴席を設けるなどの方法を検討するとしたいと思いますが、運営規程案についてはこの案のとおりでよろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

# ○吉村座長

異議なしのようでございますので、ありがとうございました。

それでは、議題の(2)「説明・意見交換」に入りたいと思います。

本日は配付資料を事務局から説明いただき、構成員の皆様方からの御質問・御意見を承るという形で進めさせていただければと考えております。

それでは、早速事務局より資料の説明をお願いいたします。

## ○石井室長

承知しました。事務局でございます。それでは皆様、資料3をお手元に御用意ください。 オンラインの方は画面のほうにも投影をいたしますので、そちらを御確認ください。

第1回山形県遊佐町沖における協議会という横長の資料でございます。 1 ページおめくりください。

まず初めに「洋上風力発電と、再エネ海域利用法等の概要」について御説明をいたしま す。次のスライドを開いていただけますでしょうか。

洋上風力発電導入の意義でございます。洋上風力発電については大きく3つの意義があるというふうに我々は考えております。1つ目は大量導入が可能であるということ、2つ目はコスト低減が可能であるということ、3つ目は地域をはじめとする経済波及効果が期待されるということでございます。これらの観点から、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札というふうに捉えてございます。

下の絵を見ていただければと思います。左側でございます。大量導入については、そこの表にありますように、イギリス、ドイツ、デンマーク、ベルギー、オランダといったような欧州を中心に世界で導入が拡大をしてございます。

それから真ん中です。コスト低減ですけれども、先行する欧州では、落札額が1キロワットアワー当たりですけれども10円を切るという事例が出てきております。これら風車の大型化を通じましてコスト低減が進展しているという背景がございます。

それから右側でございます。経済波及効果でございます。洋上風力発電設備は部品数が極めて多くて、数万点ございます。また、事業規模については数千億円に至る場合もありまして、地元含め関連産業への波及効果が大きいと、地域活性化にも寄与するということが挙げられます。

次のページ、4ページ目をお開きください。今申し上げました3つの観点を踏まえまして、一昨年、2020年に経済産業省と国土交通省、それから民間の方々が入った官民協議会というものを開催いたしまして、そこで「洋上風力産業ビジョン(第1次)」というものをとりまとめました。2020年の12月15日にとりまとめて公表をしております。

ここにありますように、洋上風力発電の意義について、1つ目は先ほど申し上げました とおり、大量導入、コスト低減、経済波及効果が期待できるということ。

それから2つ目の丸にありますように、欧州を中心に全世界で導入が拡大をしている。 近年では、中国・台湾・韓国を中心にアジア市場の急成長が見込まれると。全世界の導入 量ですけれども、2018年には23ギガワットであるものが、2040年には24倍の 5 6 2 ギガワットに膨れる見込みとなっております。現状、洋上風力産業の多くは国外に 立地をしていますけれども、日本にも潜在力のあるサプライヤーが多数存在するという背 景がございます。

これらを踏まえまして、このビジョンの中で大きく3つの柱を掲げております。左側の部分ですけれども、1. 魅力的な国内市場の創出、2つ目、真ん中ですけれども、投資促進・サプライチェーンの形成、一番右側、3つ目ですけれども、アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携という、この3つの戦略を掲げております。

その中の一番左側、官民の目標設定というところがございますけれども、政府による導入目標の明示というものでございます。2030年までに1,000万キロワット、10ギガワット、それから2040年までに3,000万から4,500万キロワット、単位を直しますと30から45ギガワットの案件を形成するという目標を掲げております。

それから真ん中でございます。産業界による目標設定でございます。国内調達比率を2040年までに60%にする。それから着床式の発電コストを2030から35年までに、8円から9円/キロワットアワーとするという目標が産業界によって設定をされております。

次のページ、5ページ目をお開きください。こちらは昨年、エネルギー基本計画を閣議決定しましたけれども、そのエネルギーミックスとの関係について御紹介をしたものでございます。左側の棒グラフをご覧いただければと思います。2010年度、再エネの比率は9%でございました。一番上の緑のところですけれども、2019年度は再エネが18%に増えております。

その内訳でございます。内訳をご覧いただけますと、地熱が 0.3%、バイオマスが 2.6%、風力が 0.7%、太陽光 6.7%、水力 7.8%というふうになってございます。これを 2030年度の見通しのところをご覧いただければと思いますけれども、再エネを 36から 38%程度に増やし、内訳のところをご覧いただければと思います。風力を 5%程度に増やすという目標になってございます。

右側の表をご覧いただければと思います。風力については、導入水準が2021年の3月は450万キロワットでございます。ミックスと書かれているところ、2030年度ですけれども、2,360万キロワットでございます。したがいまして、ミックスに対する導入進捗率というものについては、現在約19%になっているというものでございます。

次の6ページ目をお開きください。続いて、ここでは再エネ海域利用法の概要について

御説明をいたします。海域を占有するために、都道府県条例の許可では通常3年から5年という短期でありまして、したがいまして事業者のほうからすればビジネスの予見可能性を高めるという観点からも、長期の占用ルールが必要であるというような声がございました。

港湾区域については、港湾法が改正されて、2016年7月に施行されています。さらに港湾区域以外の一般海域について、再エネ海域利用法を定めまして、2019年4月に施行しております。経産省・国交省の共管というふうになっております。

では再エネ海域利用法が施行される前、どういった課題があったのかというのが左側でございます。大きく3つ、課題がございました。1つ目です。海域利用に関する統一的ルールがなかったというものです。先ほど申し上げましたとおり、都道府県条例の許可は、通常3年から5年と短期であるということから、事業の予見可能性が低く、発電事業者の資金調達が困難であったという課題がございます。

課題の2つ目でございます。こちら先行利用者との調整枠組みが不明確であったという ものでございます。漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組みが存在していなかったと いうものでございます。

続きまして、課題の3つ目でございます。高コストというものでございます。供給価格が、欧州と比べますと高額であるというものでございます。

これらに対応するためにということで、2019年4月に施行されたのが再エネ海域利用法でございます。右側をご覧ください。

まず1つ目の課題については、国が洋上風力発電事業の実施区域を指定いたします。これは促進区域として指定いたします。事業実施者を当該促進区域に対して公募をして選定いたします。選定された事業者は、長期占用が可能となります。

課題2については、促進区域の指定に向けて、区域ごとに地元漁業など関係者、国・自治体による協議会を設置いたします。区域指定の際には関係省庁とも協議をし、他の公益との整合性の確認をいたします。

3つ目の課題につきましては、事業者の選定にあたりましては事業実施内容はもとより、 それに加えまして電力供給価格により評価を行い、選定をいたします。これによってコスト低減を図っていくというものでございます。

7ページ目をお開きください。こちらが参考資料1に示しております基本方針に掲げる 再エネ海域利用法の目標、原則でございます。閣議決定されました基本方針には、ここに あります4つの目標が定められております。協議会の運営、促進区域の指定など、法律の 運用の大原則というふうになっております。

まず1つ目でございます。長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現でございます。 長期間にわたり海域を占用することから、信頼性があり、国民負担抑制のためのコスト競 争力のある電源を導入するということが重要です。

2つ目です。海洋の多様な利用等との調和でございます。漁業等と共存共栄した海洋再 生可能エネルギー発電事業を実現するというものでございます。

3つ目です。公平性・公正性・透明性の確保でございます。コスト低減ですとか、先進的な技術開発などの事業者の創意工夫、これを後押しするために公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現するというものでございます。

4つ目でございます。計画的かつ継続的な導入の促進というものでございます。洋上風力産業の健全な発展を図るために継続的な市場をつくることが重要であると。そういった観点から、計画的・継続的な洋上風力発電の促進を図るという、この4つの原則で基本方針は構成をされております。

次の8ページ目をお開きください。こちらは促進区域指定までの、まさに案件形成からのプロセスと事業者公募までの流れをお示ししたものになっております。左側からご覧いただければと思います。

まず、国は都道府県からの情報提供に基づいて、まずは案件形成が進んでいきます。情報提供いただいた区域の中で、左下の枠囲いをご覧ください。有望な区域の要件というものがございます。促進区域の候補地があること、それから利害関係者が特定され協議会を開始することについて同意が得られていること、区域指定の基準に基づいて促進区域に適していることが見込まれること、この3つの要件を満たす区域については、左から2番目の一定の準備段階に進んでいる区域から有望な区域というものになります。

現在、遊佐町沖については、この有望な区域に当たっております。有望な区域になりますと、右下にございます枠囲いにありますけれども、協議会の設置になります。まさに今日が第1回の協議会でございますけれども、この協議会については促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会となります。国、都道府県、市町村、関係漁業者団体などの利害関係者、それから学識経験者などで構成されまして、可能な限り公開で議論をしていくということになります。

この協議会で意見がとりまとまりますと、区域案について広く公告縦覧にかけまして、

さらに関係大臣への協議、それから知事の意見聴取などを経まして、右から3番目にありま経済産業大臣・国土交通大臣による促進区域の指定に至ります。経済産業大臣・国土交通大臣は、その後、事業者公募を実施します。その上で、経済産業大臣による再エネ特措法認定、それから国土交通大臣による占用許可というものが選定された事業者に与えられるという流れになります。

次の9ページ目をお開きください。もう少しこの促進区域の指定プロセスを細かくお示ししたものが、こちらの9ページ目になります。促進区域の指定に向けては、都道府県からの情報収集などを踏まえまして、先ほど申し上げましたとおり、有望な区域などを整理した上で協議会における調整ですとか、国による詳細調査といったものを進めてまいります。

下の①にありますように、国による情報の収集でございますが、各都道府県からの情報収集から始まります。Aのところでございます。ここでは促進区域の候補地ですとか、地元関係者との調整状況、それから促進区域の指定の基準、これは後ほど出てまいりますけれども、その基準などに係る都道府県の保有する情報(風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等)、そういう情報をいただきます。

その上で、②にありますけれども、第三者委員会の意見も踏まえまして有望な区域というものを選定しております。さらに、有望な区域に選定されますと、今まさに遊佐町沖はここに当たりますけれども、③にありますように協議会が設置されまして、④にありますように促進区域の指定についての協議がなされて、⑤にありますように利害関係者を含め促進区域案についての合意がなされるという流れになります。

さらに、促進区域案について合意がなされた後、⑥ですけれども、第三者委員会を国で開きまして促進区域の基準へ適合しているかどうかを評価をして、促進区域案を決定いたします。さらに、その促進区域案について広く公告し、意見聴取を行った上で、⑧ですけれども、関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見聴取を経て、最後、ようやく⑨の促進区域の指定に至るという流れになります。

続きまして、10ページ目をお開きください。こちらは、再エネ海域利用法に基づきます各区域の現在の状況をお示ししたものになっております。下に日本地図がございます。 その右隣をご覧いただければと思います。

現在、促進区域は5区域ございます。①長崎県五島市沖から⑤秋田県八峰町・能代市沖の5区域でございます。このうち①から④までについては事業者を既に選定済みでござい

ます。⑤については、現在、事業者を公募中でございます。

そして有望な区域でございます。有望な区域は⑥長崎県西海市江島沖から⑫千葉県いすみ市沖まで7区域ございます。このうち⑩山形県遊佐町沖がまさにこの協議会に当たります。

続いて右側をご覧いただければと思います。こちらは、一定の準備段階に進んでいる区域でございます。都道府県からの情報提供があったところでございますけれども、⑬北海道檜山沖から⑫佐賀県唐津市沖まで、全部で10区域ございます。なお下線を付した区域については今年度新たに追加された区域になります。

次のスライド、11ページ目をご覧ください。促進区域の指定基準の概要でございます。 再エネ海域利用法の第8条第1項では、促進区域の指定基準としましてそこにお示しして おります第1号から第6号までの全部で6個の指定基準が定められております。促進区域 の指定にあたりましては、これらの基準を総合的に判断して洋上風力発電の適した区域を 選定していくということになります。

点線枠囲いをご覧いただければと思います。まず、第1号でございます。自然的条件と 出力の量です。こちらでは、気象・海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出 力の量が相当程度に達すると見込まれることというものでございます。

続いて第2号でございます。こちらは航路等への影響でございます。当該区域及びその 周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適 切に配置することが可能であるということでございます。

続いて第3号でございます。港湾との一体的な利用です。発電設備の設置・維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であるというものでございます。

続いて第4号でございます。系統の確保でございます。発電設備と電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれることでございます。

第5号です。漁業への支障でございます。海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることでございます。

最後、第6号でございます。ほかの法律における海域及び水域との重複でございます。 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事もしくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域などと重複しないことというものでございます。 これらの基準を満たしたものが最終的に促進区域というふうになりますけれども、促進 区域指定後のプロセスについて、12ページ目で御説明をいたします。12ページ目をお 開きください。

促進区域に指定されますと、次は経済産業大臣・国土交通大臣による事業者の公募プロセスに移ります。こちらでは、占用公募制度の運用指針、こちらは参考資料3につけておりますけれども、これに基づいて、まさに国の公募要領に当たります公募占用指針が作成をされます。そこは3つの項目で構成をされています。評価基準、それから供給価格の上限額、あとはその他の事項ということで参加資格などがここに含まれます。これらで構成される公募要領、公募占用指針については、それぞれ都道府県知事や学識経験者の意見聴取ですとか、あと国の外部有識者で構成されます調達価格等算定委員会といったところで意見聴取をした上で最終的に決定されます。まさにこの協議会、遊佐町沖の協議会でとりまとめられた内容についても公募占用指針に組み込まれていくことになります。

その後、公募が開始されまして、公募が開始されますと事業者から提案書に当たります 公募占用計画が国に提出されます。その上で、国のほうで公募占用計画の審査・評価といったものを進めていきます。評価の際は、そこの緑の箱にありますように、地域との調整ですとか、地域経済等への波及効果について当該都道府県知事からの意見というものを聴取いたします。そのいただいた御意見を最大限尊重する形で最終的に評価を行い、事業者を選定するという流れになります。

次のページをお開きください。13ページ目でございます。こちらは公募占用計画、これは事業者から提案いただく提案書に当たるものですけれども、その評価の全体像でございます。下の表のところをご覧いただければと思いますけれども、供給価格の多寡のみならず、それに加えまして右側にありますけれども、事業実現性に関する要素というものも120点満点で評価をいたします。事業の実施能力について80点、この中で事業が適切に実施できるのかというものを評価しつつ、地域との調整、地域経済等への波及効果についても40点という形で評価をいたします。

ここについては、さらに、先ほど申し上げましたとおり、都道府県知事からも御意見を 聴取いたしまして、その内容を最大限尊重する形で第三者委員会で評価をし、経済産業大 臣・国土交通大臣による評価という流れで進めてまいります。

次のスライド、14ページ目をお開きください。こちらは促進区域内海域の占用についてでございます。こちらは国土交通省からお願いいたします。

#### ○野口所長

それでは14ページ、促進区域内海域の占用の許可について説明します。促進区域に指定された海域のことを促進区域内海域と定義します。この海域で占用を行うには国土交通大臣の許可が必要となり、この海域の占用を許可するにあたって、公募により選定された事業者が設置するまでに本協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件としています。

次に占用許可の対象とならない行為、つまり占用申請が必要でない行為ですが、漁業に関する行為については基本的に一時的なものであり、占用許可を受けることの必要はありません。この漁業に関する行為の中には漁網等の設置、それから養殖の用に供される物であって容易に移動可能なものや定置網も対象となります。ただし漁業用工作物及び魚礁の設置については占用許可の対象となることになります。なお、占用許可が必要かどうかについては個別に御相談いただければと思います。

占用料につきましては、発電設備の投影面積及びケーブル等の長さに基づき算定することになります。

説明は以上です。

# ○石井室長

続きまして「今般の協議会について」というスライドお開きいただければと思います。 おめくりいただきまして、16ページ目でございます。この協議会の法律上の位置付けに ついて、改めてこちらで整理をしておりますので御説明いたします。

経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事は、促進区域の指定、それから発電事業の実施に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができるというふうに法律上書かれております。また、協議が調った事項、とりまとめ内容ですけれども、そちらについては協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないというふうになっております。

協議会の基本方針上の位置付けでございます。今日の参考資料1につけておりますけれ ども、その基本方針では、発電事業は長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、海 域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣、 関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者、海底ケーブルの設置 者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があると。このため、協議会の運営にあたりましては海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域利害関係者から提出された意見について十分に配慮するというふうに書かれております。

また、経済産業大臣・国土交通大臣は漁業・地域との協調のあり方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとするというふうになっております。

事業者が選定された後の話でございますが、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー 発電設備の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適時設けることとすると、さ らに透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行う こととするというふうにしております。

次の17ページ目をお開きください。こちらは、他の区域の協議会の開催・運営を踏まえた状況についてお示ししたものでございます。促進区域指定ガイドラインを本日も参考資料でおつけしておりますけれども、その中で、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されております。

1つ目です。①促進区域の指定についての利害関係者との調整、②事業者の公募に当たっての留意点、③発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等というふうになっております。

※印に書いておりますけれども、「事業者の選定後に協議会において議論」とありますけれども、この協議会は将来促進区域になって発電事業者が決まった後も続きます。その協議会には、当然選定事業者も構成員に加わって議論をしていくということになります。

それから2つ目の丸にありますように、これまでの他の協議会においては地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、それから建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項について、構成員からいただいた意見をとりまとめの中に反映をしております。

下のところに書いておりますのがこれまでの他の地域の協議会のとりまとめの骨格、骨子を示したものです。とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なりますので、大まかな骨格をここではお示ししたものになっております。

まず全体理念でございます。選定事業者は、地元自治体とも連携した新たな産業、雇用、 観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めると、協議 会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には海域の利用を了承するといったものでございます。

地域や漁業との共存の項目については、地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、 選定事業者は当該基金へ出捐する。選定事業者は、関係漁業者、学識経験者などの意見を 聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。選定事業者は、洋上風力発電設備の設置・維持 管理における地場産業との連携などに関し、地元自治体が講じる施策について合理的な範 囲で協力を行うことといったようなことがここの項目では記載されております。

3つ目、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項でございます。ここでは、洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者への影響が考えられるため、選定事業者は各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する、選定事業者は、発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置をとるといったようなことが留意事項で書かれております。

最後は環境配慮事項でございます。選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行うといったようなことが記載されております。

おおむね他の区域の協議会でとりまとめられた骨子については、このような構成になっております。他の区域のそれぞれのとりまとめの概要というものを19ページ目以降につけております。それから、他の区域のとりまとめそのものは参考資料4という形で今日お配りしております。

続いて18ページ目をお開きください。これまで御説明しました内容のうち、漁業等との協調・共生に関する内容についておまとめをしたものがこちらのスライドになっております。漁業等との協調・共生のあり方については、基本方針で定めております「公平性・公正性・透明性の確保による適切な競争性の確保」、それから「漁業との共存共栄」、「長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現」などの原則を踏まえながら、ここでお示ししております以下の流れで検討が進められることになっています。

まず、協議会の開催です。まさに本日のこの協議会がこちらにあたりますけれども、協議会の中で促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、公募にあたっての留意点等について協議をいたします。促進区域の位置・規模、工事時期、それからその手法、漁業

協調・漁業影響調査のあり方などでございます。協議会での協議が調った公募条件に関する意見については、公募占用指針に組み込み反映していくことになります。協議会の構成員もその結果を尊重するということになります。協議会は原則公開で開催となります。

促進区域の指定に至りますと、指定基準の1つとして、先ほど申しました漁業に支障を 及ぼさないことが見込まれることというものが位置付けられております。

公募占用指針の策定段階では、繰り返しになりますけれども、協議会で協議が調った事項、とりまとめ内容については、国の公募要領にあたりますが、公募占用指針に記載され組み込まれていくことになります。

その後、公募に至ります。公募に至りますと、事業者が国に提案書にあたります公募占 用計画を提出します。事業者は、この公募占用指針を踏まえて計画を提出することになり ます。

その後、事業者の選定でございます。選定にあたっては、漁業協調策も含めた地域との 調整等への波及効果を評価項目の1つというふうにしております。その評価にあたりまし ては、繰り返しになりますけれども、都道府県知事からの御意見を聴取し、最大限尊重し て評価を行うことになっております。

最後、事業計画の認定、占用許可でございます。選定された事業者は協議会の構成員になりまして、その占用許可を国が出すにあたりましては、選定事業者が関係漁業者であります協議会構成員の御了解を得るということが条件となっております。

19ページ目以降は御参考でつけております。各区域の協議会のとりまとめの概要をお示ししたものになっております。

続きまして、資料4をご覧いただけますでしょうか。資料4は、山形県遊佐町沖区域の概要図でございます。まず、おめくりいただきまして、1つ目が位置図というものでございます。今ちょうど画面にも共有されておりますけれども、こちらについては都道府県のほうから山形県から情報提供いただいたものを基に作図をしたものでございます。この区域で確保が見込まれる系統規模は約45万キロワットというふうになってございます。

さらにおめくりいただきまして、自然的条件、風況でございます。この区域、有望な区域というところをご覧いただくと、大体風速については秒速7.5から8.0メートルぐらいのところにあたっております。

続きまして、自然的条件の水深というものをご覧いただければと思います。有望な区域、 ここで示されておりますところについては、水深が大体30メートルから50メートルぐ らいの間というところに位置しております。

続きまして、船舶通航量でございます。

続きまして港湾区域、漁港区域、海岸保全区域をお示ししたものでございます。低潮線保全区域については、この区域の近辺には設定されていないというものでございます。 事務局からは以上でございます。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。事務局のほうで御丁寧に御説明をいただきました。 それでは構成員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと思います。順次、私のほう から指名させていただきますので、お願いいたします。

まずは山形県様、いかがでしょうか。

#### ○杉澤部長

山形県環境エネルギー部の杉澤です。よろしくお願いいたします。

まず、資料5をご覧いただきたいと思います。本県では、山形県の庄内沿岸域において、 洋上風力発電の導入可能性を検討するために、平成30年7月に山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議、これを全体会議と称しておりまして、これを設置いたしました。 この組織には、海域利用者をはじめ、有識者、経済団体、金融機関、関係行政機関など幅 広い関係者が参画しております。

さらに、この全体会議の中に、2番目ですけれども、遊佐沿岸域における具体的な検討・ 議論を行うための遊佐沿岸域検討部会を設置しまして、地域住民にも参加いただいて検討 を進めてまいりました。

また、3つ目のところですが、漁業関係者、有識者、行政機関などで特に漁業と洋上風力との協調策・振興策の検討を行うための会議も設置して、これまで検討を重ねてまいりました。

このような状況を踏まえまして、この本協議会に臨むにあたっての県の基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。まず、本県が設置するこの山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議(全体会議)ですけれども、それから遊佐沿岸域検討部会(遊佐部会)において、これまでの議論が十分に尊重・反映されるような協議会の運営を行っていただきたいということです。

この全体会議、遊佐部会、そして地元住民への説明会などの中では、脱炭素、そしてこの洋上風力の意義を十分理解・認識されて、町の将来像、30年後の将来なども考えて地域の産業、地域の存続とか、振興とか、活性化といったものにつながるような事業にしていくために、この事業者に求める事項をこの協議会でしっかり議論して前に進めていただきたいという意見もいただいております。

一方で、洋上風力発電についての住民の認識・理解がまだ十分でないというふうな声もありまして、環境や生活等への影響の不安とか、懸念といったことが意見として出されまして、このまま手続が進んでいくことについて不安を持っているといった声も一部にあります。

こういったことで、この協議会の位置付け、先ほど丁寧に御説明がありました。そういったものの理解も促進しまして、しっかりと協議、そして周知していく必要があると考えております。

そして住民の意見にもありましたが、山形県、そして地元遊佐町とも連携して、新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地方創生にも資するような発電事業となるようにというふうに協議を進めていただきたいと思っております。

漁業関係につきましては、地元漁業関係者や有識者とともに山形県がとりまとめを行っております漁業協調策、漁業振興策に関する対応方向といったものをまとめておりますので、これに沿った協調策・振興策を確実に反映していただくようにということ、また、その実施に当たっては、地元漁業関係者の意見を十分に反映していただくということを求めていきたいと思っております。

そして、以上のようなことから協議の意見取りまとめにあたりましては拙速にならないようにということで、この協議会の開催回数や期間等に必ずしもこだわらずに遊佐町、漁業関係者等、地元関係構成員の意見が十分に反映されて、また懸念事項が払拭されるまで丁寧に協議を行っていただきたいと考えております。

また、選定事業者に求めていくべき事項、事業者選定に関して求めていくべき事項など、 これまでの全体会議や部会で出された意見等については、この後、地元の各委員からも表 明があると思います。次回以降も具体的に述べていきたいと思っております。

私からは以上です。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、地元遊佐町の町長の時田様より御発言をお願いいたします。

#### ○時田町長

吉村先生、どうもしばらくでございます。遊佐町長を務めさせていただいております時田でございます。

実は、私はこれまでの県当局の動きというんでしょうか、環境アセスに伴う住民説明会が平成30年から4年間にわたり丁寧に開催していただいたこと、そして配慮書等が始まってからも町の環境審議会への意見を求められて、その都度に丁寧な回答をいただいていますことを本当に感謝を申し述べるものであります。

私は初めて今、法定協議会という立場に参加させて意見を申し述べさせていただく機会 を得たことに大変ありがたいと思っております。町長として、町としての対応について町 の環境審議会に諮って会議に臨ませていただいております。

その対応につきましては、1点目として、まずやはり予防原則、あらかじめ防ぐという 考えを徹底して進めてまいりたいと思っておりますし、2つ目としては、様々な課題、設 置のエリア等に関する基準を設置基準、いわゆるガイドラインの設置をして公開していた だくということが非常に大切になるのではないかと思っています。

3つ目としては、地域へのリスク、いわゆるリスクについては経済面でいけば漁業者、そして内水面の皆さん等へのリスクがあってはならない、避けなければならないことと思っておりますし、環境面でのリスクについてもやっぱり再生可能エネルギー導入とはいえ、リスクを最小化するための動きをしなければならない。そのためには、やっぱり協定の締結、協定の中身をどうする、そしてその協定を締結するということが非常に大切になるのではないかと思っています。

4つ目として、遊佐町では新過疎法による過疎地域持続的発展計画、いわゆる9月議会で議会より全会一致で議決をいただいたところであります。再生可能エネルギーの導入、 洋上風力につきましても丁寧な説明を求めていくということをその計画にうたっておりますので、それらの整合性、丁寧な説明をお願いしたいなと思っております。

そして5つ目は、やっぱり持続可能な未来づくり、地球の温暖化防止に向けたカーボンニュートラル宣言、これを国はやっています。ところが、2020年の11月19日衆議院で、11月20日に参議院で超党派全党一致で国権の最高機関である国会で、まさに気

候非常事態宣言決議文を可決されました。非常に国にとっては重いものだと思っておりますし、世界的な約束というような形もつながってくるものだと思います。

この中では、経済・社会のリデザイン、いわゆる再設計をしていかなければならないんだということで、カーボンニュートラル、カーボンゼロへの取り組みが非常にこれから求められていく、次の若い世代にやっぱりそれらの実現のスタートをこの時点で切ることができればありがたいと思っています。

そして遊佐町として、地域の活性化という視点から言えば、どうしても酒田北、酒田港の基地港湾化というのは必要なことでございますし、やっぱり将来の水素社会を踏まえたインフラ、そして研究施設等の投資をこの地域に呼び込んで、発電して電気が全て中央に届けるのではなくて、この地域でそれらの活性化の、そして雇用につながる、そのような水素社会に向けての展望をしっかり見据えた形で展開できればありがたいのかなと思っています。

以上でございます。

## ○吉村座長

町長さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして順番にまいります。山形県漁業協同組合理事の伊原委員よりお願いいたします。

## ○伊原理事·遊佐町関係漁業者

地元で漁業をやっています伊原と申します。

今、資源エネルギー庁のほうから資料3に基づいていろいろ説明がありました。ずっと聞いていましたけども、少し私は地域との漁業の共存共栄という言葉が何度も話されて、いろいろページに出ていますけども、本当にそうなのかという疑問が非常にわいております。まず、我々漁業者は大切な漁業でやっていきますので、この共存共栄というのは地域と漁業の共存共栄というのは非常に大事なことなんです。

去年の暮れに、秋田・銚子3区域の発表を見てみますと、地域振興とか漁業振興よりも価格重視の配点になっているんじゃないかと非常に思っております。今の資料3の説明の13ページにも、公募占用計画の評価のところに配点区分がありますけども、非常に疑問と不安を持っている。もし、去年の暮れに発表された3海区のようでしたら、遊佐町の漁

業者は最後まで賛成することは多分できないと思っています。

その上で、価格だけではない、地域振興や漁業振興を重視した配点ルールをぜひ考えて もらいたい、こんなふうに思っています。よろしくお願いします。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、山形県漁業協同組合理事の田代委員よりお願いいたします。

# ○田代理事

私は県漁協酒田地区の理事の田代です。自分は4代続いた漁師で、底曳き、イカ釣りと 昔から山形県の海の恵みを受けて生きてまいりました。今日は漁協の理事として出席して いますが、決定権があるわけではありません。この協議会、これからの協議会で何か提案 があったとしても即答はできません。提案そのものを地元に持ち帰り、漁業者や理事会そ の他で協議した上で返答したいと思います。

地球環境の悪化は、近年の海水温の上昇、一旦海が時化れば半月も出港することができないと、今、自分の肌で感じることもあります。再生エネルギーの必要性を理解していますが、風車が海に立ち、長期間にわたり占有することは、その場合によって漁業には必ず影響が出ます。でもそれを全体のことを考えると、子孫やこれから漁師を志す人たちのために、これからも海を使えるように皆さんと一緒に協議していきたいと考えております。

これから何回もの協議をたぶん何回も繰り返すと思いますが、そこで懇切丁寧に皆さん と協議できるように、漁業者も生きていけるような協議をできるように、常に私からお願 いしたいと思います。

私からは以上です。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

続きまして、山形県漁業協同組合専務理事の西村委員より、よろしくお願いいたします。

## ○西村専務理事

山形県漁業協同組合、西村でございます。よろしくお願いします。

まず、資料の質問が2つあるんですが、座長、先に質問をしてよろしいでしょうか。

#### ○吉村座長

どうぞ。

## ○西村専務理事

ありがとうございます。

まず、資料3の6ページ目に、再エネ海域利用法の概要、課題の②があって、その対応が書かれております。赤い字のところと、その下の黒ポツの中に「区域指定の際、関係省庁とも協議し、他の公益との整合性を確認」する、そしてその下に矢印がついていまして、「事業者による地元調整に係る負担軽減」というのがありますが、具体的にこれはどんなことを言っているのかというところが1点でございます。

あと11ページに「促進区域の指定基準の概要」というのがありまして、第5号漁業への支障、「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」というふうにありまして、この「発電事業の実施により、漁業に」というところのどこの段階なのか、例えば発電事業者が決まってからすぐなのか、風車が建ち始めてからのことなのか、私としては発電事業者が決まって調査等いろいろな動きが始まってからというふうに理解をしているわけですけども、それでよいのかどうかという、2つ、先に確認させてください。

## ○吉村座長

回答のほうは、いかがいたしましょうか。

#### ○石井室長

どうもありがとうございます。経済産業省の石井です。

今、2つ御質問をいただきました。資料3の6ページ目でございますけれども、課題の②「先行利用者との調整枠組不明確」というところの内容で、2つ目の丸のところですね。「区域指定の際、関係省庁とも協議し、他の公益との整合性を確認」すると、「事業者による地元調整に係る負担軽減」というところですけれども、例えばこれは具体例を申し上げると、気象庁ですとか、防衛省のようなところが使われておりますレーダー、そういうも

のが国の他の行政機関では使用されております。

従来、この再エネ海域利用法ができる前までは、例えば都道府県の条例で対応しているようなときには、発電事業者が個別に、例えば気象庁に連絡をとって気象庁の雨量レーダーとの関係で「この区域で事業を実施することが可能ですかね」というような問い合わせを個別にやるというのが常でございました。

そうではなくて、区域指定を国が再エネ海域利用法に基づいてやる場合には、気象庁を 含めた関係省庁に事前に国のほうで協議をし、他のそういった他省庁の行う公益性のある 事業との関係で問題がないかどうかというのを国があらかじめ調整をすることによって、 発電事業者が個別に調整をするといったような負担を軽減していくという事例でございま す。

それから2つ目の御質問をいただきましたけれども、11ページ目でございますけれども、「促進区域の指定基準」の第5号の漁業への支障のところでございますけれども、「支障を及ぼさないことが見込まれること」というのは、これは発電事業者が決まって調査などが始まってからの部分も含めて、当然その辺りも含めて漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることというものでございます。

以上お答えでございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

# ○吉村座長

西村委員、いかがでしょうか。

#### ○西村専務理事

明確になりました。ありがとうございました。

あとは意見を1つ持ってきましたので、発言させてください。

当漁協としては、山形県の地域漁場は漁業者の生業の場であり、その中で漁業資源を守り育ててきたという長い歴史があるわけです。この漁場については、漁業者にとって大変大切なものでありまして、それを将来につなげていくことも非常に大切であると考えている一方で、常に風が吹く海の環境を利用した国や県の政策と向き合うことも、漁業や漁村地域との協調や共生の中で非常に重要だというふうな認識をしております。

それを基本認識として、行政、事業者、漁業者とが共有して真摯に協議を進めることが 重要でありまして、その協議では先行利用者である漁業関係者が理解・納得して行うこと が大事であることについて共通認識を持っていただけると、協議も円滑に進むのであろう と考えております。

遊佐地区については、当該漁業者はもちろんのこと、共同漁業権を共有・利用している 酒田地区の漁業者にも影響が及ぶことから、漁協としてその意見調整を行いまして協議を 進めていただきたいと考えております。

今回、コロナ感染症の関係で、昨年末から今日まで漁業者の直近の意見をとりまとめる ことができませんでした。本日御説明いただいた事項については、しっかりその趣旨を持 ち帰り、次回以降の場で意見を出して協議を進めさせていただきたいと思っております。

今回協議にあたっては、関係者間の協議を十分に納得できるまで行っていくことが非常に大事だと考えておりますので、協議については関係者の御意見を踏まえていただいた上で、回数や時間など機械的に区切ることなく協議を進めていただくことについて、座長をはじめとして関係者の方々にお願いをする次第です。関係者の皆さんが理解と納得の上で、よりよい結論が導き出されることを願います。

以上でございます。

## ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは、山形県内水面漁業協同組合連合会会長の大場委員よりお願いいたします。

#### ○大場代表理事会長

内水面漁連の大場と申します。よろしくお願いします。時間も限られているようですので、懸念に思っていることを申し上げたいと思います。

内水面漁協の重要魚種のサクラマスやサケについては、放流後に河川から海域に泳ぎ出ます。海岸を北上して、サクラマスはオホーツク海まで、サケはさらにベーリング海やアラスカ湾まで達しまして、そこで成長した後にサクラマスもサケも生まれた川に帰るという大回遊する生態を持っております。これは皆さん御承知のとおりだと思います。

そこで1つは、この回遊の経路には遊佐沖だけではなくて秋田県、青森県、北海道、日本海側に風力発電の計画があります。遊佐沖での影響評価だけではなくて、その回遊経路に計画されている地域と連携した情報交換や評価調査が必要ではないのでしょうかということでございます。

2つ目に、特に各地の有望区域や促進区域に出されているサケやサクラマスに関する懸念事項の情報を共有できるようにすること、また、その懸念事項に対するモニタリング調査と環境影響評価、そしてその対応策など、情報も共有しながら、サケやサクラマスに関する懸念事項が払拭できるようにしてほしいと思います。

3つ目は、これまでサケの北上経路としては沿岸から2キロくらい、サクラマスはさらに沿岸を北上すると聞いております。親魚の回帰経路、帰って来る経路は不明なところが多いのでありますが、河川への遡上に対する影響が懸念されるため、回帰経路の明確な調査が必要と考えております。

4つ目は、さらにアユについてでございます。アユは9月中旬・下旬以降に河川で生まれまして、すぐに海まで流されて行きますが、10月から1月にかけまして砂浜区域の波打ち際周辺で成長をすると聞いております。

遊佐沖は砂浜域が大変多くて、アユの稚魚の重要な生息区域になっていることが考えられることから、アユの稚魚の砂浜域での生息状況のモニタリング調査に加えまして、人工構造物が設置されることによりアユの稚魚にとって重要な砂浜域に変化が起きないか、懸念をしているところでございます。

次に、事業者選定について少し申し上げたいと思います。事業者選定については、売電価格と地域振興など実現性の評価が120点となっているようでございます。事業者選定における重要な結果は公表されるのでしょうか。売電価格は、一番安ければ、それは満点になりますが、そうなれば実現性の評価はある程度得点すれば、他事業者より内容的に劣っていても選定されてしまうのではないか。そうなれば、結果として売電価格だけで事業者が選定されることにならないか、それを少し懸念しております。

2つ目は、また、売電価格はともかく各事業者から提案されている地域振興策や漁業振 興策などを公表すべきではないのでしょうか。少なくとも地域住民や関係漁業者は知るこ とが必要であると考えております。

さらに事業者選定の得点付けに対してですけど、地域住民や漁業関係者からも意見などを言えるような仕組みづくりができないか、我々としては売電価格も産業上大変重要なこととは理解しておりますが、それ以上に地域振興、それから漁業振興などにどれだけ貢献できる事業者であるのか、一番大切であると考えているわけでございます。

以上でございます。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

いろいろ事業者の選定に関しては、まだこの後法定協議会でいろいろもんで、いろんな 意見が出てから、まとまってからの話と思いますが、12月に事業者が決定した秋田県3 区域については全て公表になって、地元の新聞でも点数が全部についておりますが、石井 さん、それでよろしいでしょうか。

#### 〇石井室長

経済産業省の石井でございます。ありがとうございます。

そうですね。今、座長から御指摘いただいたところはそのとおりでして、12月24日に、昨年ですけれども、秋田の2区域、それから千葉銚子沖の1区域、3区域について事業者の選定がなされました。こちらについては、供給価格の点数と事業実現性について評価をしておりますが、事業の実現性の点数が著しく低い方々は失格になります。したがいまして、供給価格点が幾ら高くても事業実現性のない事業者については、その時点で選定されないという制度になってございます。

今、御質問いただいた中、御指摘いただいた中で、選定された事業者が果たしてどうやって地元の漁業者との共存共栄、地域貢献策をしていくのか、これは非常に重要なところでございまして、今回選定された事業者は、秋田の2区域と千葉の銚子なので別の海域ではありますけれども、この事業者の公募占用計画、まさに国に出された提案書の中身ですけれども、その概要についてはこれからその各々の協議会に選定事業者が構成員として加わっていきますので、その内容が公表・公開されていくことになります。そういったものもぜひ御紹介、御参考にしていただければよろしいかなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係上、先に進みます。山形県鮭人工孵化事業連合会会長の尾形委員 より、よろしくお願いいたします。

## ○尾形会長理事

漁種の関係で、先ほど大場会長からお話されたことと重複する場面があると思いますが ご了承願いたいと思います。

過去に月光川のサケ資源は壊滅的な状況になったことがあります。その状況から、行政や他県の協力を得ながら、今日の資源まで回復させてきたという歴史がございます。二度と同じような状況にしてはいけないと考えているため、サケの稚魚の北上や親魚の回帰の経路に人工構造物が設置されることは、我々にとって大きな懸念材料となっていることを理解してください。

研究者によると、サケ資源は地球温暖化による海域の水温上昇に大きく影響を受けることも示唆されている。そのため、温暖化の原因の1つである化石燃料を使った発電より洋上風力発電はサケ資源を守っていく上でも重要であることは十分理解しているつもりでございます。

私としては、サケ資源を守りながらも持続可能なクリーンなエネルギーが得られることはすばらしいことと考えております。これらを両立させるためにも、1つとして、遊佐沖海域の事前の一般的な環境調査はもちろん、特にサケ稚魚の北上経路や親魚の回帰経路の把握をお願いしたいと思います。

また、風車の設置工事中、発電事業運用後にも同様の調査を実施し、比較、影響評価を お願いしたい。その場合、万が一影響が確認された場合には、誰がどういった対応策を実 施するかもあらかじめ明らかにしてほしいと願っております。

最後に、さらに環境影響評価は学識経験者などが実施すると思われますが、影響評価に対しても海面・内水面の関係漁業者を含む実務者による評価会議も設置をお願いしたいと思っております。

洋上風力発電は持続可能でクリーンなエネルギーであり、温暖化を抑制しサケ資源を守っていく上で必要なエネルギーの1つであると、先ほどお話ししました。一方で、我々が行っているサケ孵化事業は、持続可能な食料資源をつくる代表的な施策の1つである上に、サケはほかの漁業資源とは違って沖合まで燃料を使って漁獲に行く必要はなく、放流された沿岸・河川に帰ってくるエコな資源であります。こうした観点から、1つとして、持続可能でクリーンな洋上風力発電を活用した持続可能でエコなサケ資源を造成するという国内初のSDGsに沿った漁業振興モデルである遊佐モデルを創出するということでございます。本県のサケ資源の8割を月光川水系で造成していることから、県南のサケ定置の資源造成の一翼も担っている遊佐町の1つの大きな産業として捉えていただければと思いま

す。

さらに、遊佐町の1住民として、サケのほか県内一おいしいと言われます遊佐米、その 米と鳥海山の湧き水で造られる日本酒、鳥海山麓にできた県内初の洋酒製造所、吹浦産カ キなどは、豊富な食の資源に加え、鳥海・飛島ジオパークなどの既存の観光資源を有機的 に結びつけた観光産業を創出するとともに、クリーンなエネルギーの地産地消による新た な産業の創出により雇用も生み出すよう、地域振興が必要と考えていることを発言させて いただきました。

#### ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは、日本エネルギー経済研究所理事の工藤委員よりお願いいたします。

#### ○工藤理事

どうもありがとうございます。皆様方から様々な御意見を聞きまして、とても勉強になりました。

私自身、銚子沖の協議会にも参加しましたし、青森沖南、それから村上沖、そしていす み沖の協議会にも参加させていただいて、それぞれの協議会意見の策定に関わっておりま す。

ただ、この遊佐に関しては少し個人的な思いがあります。私の母の実家が八幡の観音寺なものですから、遊佐にも、もう50年以上前になりますが、小さい頃夏休みを毎年のように過ごしておりました。先ほど名前が出てきました月光川では水遊びをしたり、海岸線でも釣りをしたり泳いだりと、いろいろ楽しい思い出が詰まったところの協議会に偶然参加することになりまして、感無量でございます。

ただ、私自身の立場はエネルギー経済研究所の人間ですので、この協議会の目的である 地元の漁業なり、様々な社会的なマイナスの影響はできるだけ減らし、逆に地域振興を進 めていく枠組みのあり方を考えることと、日本のエネルギー環境政策、気候変動政策に考 慮して、消費者負担をできるだけ減らしながら、最適な形求めていくことが大事だと思っ ています。

ですので、特に地域振興策等については、キーワードとなっておりますが、透明性があ り公正性であり、そして公平な、そういった仕組みのあり方を皆さんと一緒に考えていけ ればと思っております。

銚子沖での経験でもそうだったのですが、やはり何人の方もおっしゃっていた実際の計画に対する入札の配点に関する問題意識は出ておりました。先ほど経済産業省の御担当者の方の説明にあったとおり、最終的な占用許可が出るまでには、実際に決まった事業者の方もこの協議会に入って、地元振興策等の中身を具体的に議論していくというプロセスがあると私も理解をしております。

ですので、配点云々ということも含めて、これから様々な情報が積み上がっていく中で、 この遊佐の実際の意見案、意見書の中身が、過去の具体的な事例に基づいて、より充実し たものになっていくことが期待されるという気がいたします。

先ほど県の方が、様々な会合等を通じてそれぞれの意見なり考え方・課題が事前にかなり整理されていると仰っていましたが、これは銚子沖等のケース以上に、相当な場が持たれていると感じました。ただ一方で、やはり地元民の理解というものがまだ進んでいないのだということも御指摘になられました。

ここのところは、この協議会の中でいろいろ考える、例えば環境影響評価であったり、 地元の振興策であったり、漁業等に対する影響等であったり、客観的・科学的な検証を行いつつ、地元の振興と日本のエネルギー・環境政策とのバランスの中で、どういった継続・ 永続的な姿が描けるのかといったことを、地元の中でも十分に共有していくというプロセ スが重要だということは私も賛成でございますし、ぜひそういった議論の流れの中で貢献 できればと思っている次第です。

どうもありがとうございました。

## ○吉村座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、海洋産業研究・振興協会顧問の中原副座長様より、よろしくお願いいたします。

#### ○中原副座長

最後になりますが、中原から発言をさせていただきます。

これまで皆様方から様々な意見が出ましたので、非常によかったと思っております。とりわけ中でも重要と思われましたのは、最後の意見交換の中で大場会長の問いに対し、資

源エネルギー庁の石井室長からもありましたけれども、促進区域が指定されて、それから 公募占用指針、こういう格好の中身で提案書を出しなさいよという指針が出されて、それ に対して事業者が公募占用計画を出して、それで配点表プラス都道府県知事の意見、第三 者委員会意見等を総合して、それで事業者が選定されるというプロセスを経るわけでござ います。そこで、重要な点は、石井室長のコメントにもありましたけれども、その後、そ の選定された事業者もこの協議会に参加してくる点だと思います。つまり、この協議会は、 各地域同じですけども、法定協議会は事前の意見とりまとめ、19ページ目以降にほかの 地区の例が紹介されていますけれども、それで終わりではなくて、その後もずっと発電事 業が実施される間、協議会は継続し続ける、そして事業者が選定されたら、その事業者も 協議会に入ってくる、そして資料の中にもございますが、16ページ目の上の箱ですけれ ども、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない、この尊重義務がずっ と続いていくということになるわけです。

そのことは、資料の18ページ目の一番下の箱にありますが、選定事業者は協議会構成 員になる、そしてずっと協議会で協議を続けていくという点が、意外と認識されていなか ったんじゃないかと思います。本日の説明及び意見交換で、その点も認識として共有でき たんじゃないかと思います。

その意味でも、この協議会が事業者を含むありとあらゆる関係者の方々の意見を共有し、全体としての大枠は共通認識に持っていくという非常に重要な場だと思います。それがずっと続いていく中で、あの地域共生策・漁業協調策はよかったのか、もうちょっとこうしようじゃないかと、それらを事業者も含めて協議していくというのがずっと続くということになりますので、この協議会の重要性を改めて認識したところでございます。私といたしましては、全ての構成員の皆様と、それから事務局の協力を得ながら、吉村チェアパーソンシップをささやかながら副座長として支えていければと思います。

皆様方と協力し合っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。 以上でございます。

#### ○吉村座長

中原様、どうもありがとうございました。

最後になりますが、水産庁の漁業漁場整備部の小林計画官様からよろしくお願いしたい と思います。

# ○小林計画官

水産庁の小林でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。今 回の協議会におきましては、まずは皆様が1つの集まり、これからスタートしていきましょうというようなものかなというふうに思っております。

ちょっと気になった点といたしましては、県のほうから御説明がございました、これまで地域でいろいろ議論を進めていらっしゃったと。そこの中で決まったこと、協議されたことについて、しっかりと今後も議論の中に生かしていただきたいというようなお話だったかと思います。

それに加えてということで、漁業者の方からありましたけれども、しっかりと議論していきたいと、細かいことはこれからどんどん決めていきたいと、今後持ち帰って、関係漁業者、組合員の方々と話をしたいというふうにおっしゃっておりました。

ですので、当然これまで議論されたことというのは1つ答えといいますか、出たものは あるかもしれませんけれども、そこにとらわれないように、意見を意識して、今後細かな 議論を丁寧に進めていただければなというふうに考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

# ○吉村座長

どうもありがとうございました。当然お願いしたようで、すみませんでした。今後とも よろしくお願い申し上げます。

# ○小林計画官

ありがとうございます。

#### ○吉村座長

予定の時間に、もう二、三分ございますが、ほかに御意見・御質問のある方はチャット 機能で御発言を希望していただくなどの合図をお願いしたいと思いますが。

## ○西村専務理事

座長、よろしいでしょうか。

## ○吉村座長

はい、どうぞ。

## ○西村専務理事

山形県漁業協同組合、西村でございます。これは事務局にお願いなんですけども、これから何回か、この会議が開催されるわけなんですけども、山形県漁業協同組合といたしましては漁業者が休みの日に設定していただきたいという気持ちでございます。火曜日であるとか、土曜日、中央市場が休みの前日が漁業者の休みになっております。今日も、もう現役漁業者が2人出てきていますけども、やはりできることであれば休みの日に充てていただければ幸甚でございます。

以上でございます。

## ○吉村座長

どうもありがとうございました。

ほかに、もう1件ぐらいございますでしょうか。どうぞ。

# ○伊原理事·遊佐町関係漁業者

地元漁業者の伊原です。最後に私が言いましたけども、ルールの変更ということを私は あえて言いました。ぜひ資源エネルギー庁の次回までに検討のほうをお願いしたいと、こ んなふうに思います。

# ○吉村座長

石井さんのほうから何か回答はございますか、今の。

## ○石井室長

ありがとうございます。私のほうからいいですか。今いただいたコメントも全部含めて、 幾つかコメントさせていただきたいと思いますけど、座長、よろしいですか。

#### ○吉村座長

結構です。

#### ○石井室長

皆様、どうもたくさんのコメント・御意見などをいただきまして、どうもありがとうございました。幾つかコメントをさせていただければと思いますけれども、この協議会は回数制限がございません。共存共栄できる状況に至って、初めてとりまとめに至るというものだと考えておりますので、拙速に進めるべきものではないというふうに考えております。 共存共栄、これが大原則ですので、先ほど来申し上げておりますけれども、協議会のとりまとめについては公募要領にあたります公募占用指針に反映をされて、選定された事業者はその実施が求められていくというものになってございます。

それから評価の話を幾つかいただきましたけれども、都道府県に実際に県知事に評価をいただくことになりますけれども、その評価を踏まえまして最大限尊重して、私どもが評価を行っていくという方針でございます。したがいまして、事業性がないという提案については、幾ら供給価格点が高くても、これは失格になります。

あとは選定された事業者は協議会の構成員になります。他の構成員の方々と一緒に、その選定された事業者の方々が実施する内容についても協議をして、その実施状況もきちんと確認・フォローされていくということになります。

先ほど来出ておりますけれども、今回選定された事業者は、これは別の区域なのであまりこの場でお話しするのもあれなんですけれども、秋田の2区域と千葉銚子沖で選定された事業者の公募占用計画ですけれども、これについては秋田の2区域、それから千葉銚子の協議会に今後選定事業者も構成員として参加をされます。で、その内容が公表されていきます。

ですので、ちょっと詳細をこの場でお話しすることはできないんですけれども、例えば、 地域産品の販路拡大支援ですとか、漁業等地域産業のDX化のような支援なども検討され ております。

それからあとは、影響調査についてでございますけれども、選定された事業者がしっかり実施していくというのが基本でございますが、ただ、その内容はやはり広く公開をされるべきですし、専門家も入れて実際に分析・評価を実施していくということが大事だと思っております。その実施にあたりましては、当然発電事業の前、実施中、実施後も必要ではないかというふうに考えております。

あともう1つ、御質問とか御指摘の中でありましたけれども、促進区域は漁業に支障を 与えないことを前提に指定をいたしますけれども、したがいまして協議会では利害関係者 である漁業者の方々も入っていただいて議論を重ねていくわけです。

事業者選定後も、その事業者も構成員となりまして漁業に支障が出ないように影響調査 ですとか、他の構成員との協議を行いながら事業を進めていくことになります。

ただ、想定外の支障が発生する可能性というのは否定できませんので、そのため再エネ 海域利用法に基づいて策定された閣議決定の基本方針の中で海洋再生可能エネルギー発電 事業を行う者の責めにより漁業の操業等に支障を及ぼした場合には、発電事業を行う者が 関係漁業者などに対して必要な措置をとるということを、この扱いについては従前と取り 扱いが変わらないというふうにしております。

つまり、協議会の中で今後とりまとめていくにあたりましてですけれども、事業者が他 者に明確な因果関係を持って支障を与えた場合というのは、きちんと必要な措置をとりな さいよということを明記する、これは他の協議会の取りまとめでもそのようにしてござい ます。

今回いただいたような御懸念が払拭・解決されるように、外部の専門家の方々にも入っていただいて、次回以降、漁業影響等についての御説明をしていただくことを予定しております。

あと漁業者の休みの日に設定していただきたいということ、そのようにしっかり配慮して協議会を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。 私からは以上です。

## ○吉村座長

どうもありがとうございました。

私から一言だけ。私は東北公益文科大学の学長時代に遊佐町と御縁ができまして、今の時田町長と大変お付き合いをさせてもらったんですが、日本の原風景・遊佐町という、ものすごく印象深い町、遊佐町の記事を地元の新聞に書いたことがございます。それだけすばらしい町だなというふうに思っておりまして、ぜひ遊佐町が今後発展してほしいなというふうに思っております。遊佐高校の発展も少しずつ実ってきたので大変うれしく思っております。今後、ぜひ時田町長をはじめ、町全員及び皆さんで、ぜひ前向きな検討を、様々な問題をクリアしながら発展を願っている1人でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、貴重な御質問・御意見を賜り、誠にありがとうございました。事務局においては本日の議論を踏まえて、次回以降に向けて準備をいただけると思います。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。

本日は御多忙のところ、御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

一 了 —